

## 【別紙1】

令和2年新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」認定に係る要件及び必要書類について

### 【認定要件】

以下の（1）及び（2）のいずれにも該当することが必要です。

- （1）申請者が、厚真町において1年間以上継続して事業を行っていること。
- （2）中小企業者信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等（以下「令和2年新型コロナウイルス感染症」という。）の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、以下の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件を満たすこと。
  - （イ）指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高などが前年同期比5%以上減少の中小企業者。
  - （ロ）指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

### 【提出書類】

- 1 必要書類 認定申請書（イ）①～③または（ロ）①～③のいずれか 2部  
※「売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由」欄には、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響との因果関係が理解できる内容を簡潔に記載してください。
- 2 添付書類
  - （1）直近の確定申告書及び決算書の写し（事業所の所在の記載があるもの）、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載があるもの等の事業所の所在地が確認できるもの（（イ）、（ロ））
  - （2）売上高確認表（（イ）、（ロ））
  - （3）最近1か月及び前年同月の売上高等が確認できるもの（試算表、売上台帳等）（（イ）、（ロ））  
※（ロ）の場合は加えて、以下のような原油等の仕入状況が確認できる書類の写し  
ア、試算表、売上台帳その他の書類で、それぞれの月別の売上原価がわかる計数資料の写し  
イ、原油等の仕入合計金額及び仕入合計数量がわかる仕入台帳・請求書等の計数資料の写し  
ウ、原油等の仕入単価及び月別仕入金額がわかる計数資料の写し

(4) 業種の確認ができる書類

登記簿謄本や確定申告書、その他の書類で細分類での業種が確認できるもの（写し）を添付してください。（取り扱っている製品やサービスがわかる書類、許可・免許・登録・届出等を必要とする事業については許認可証の写し等）

**【留意事項】**

- 1 この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。  
認定の有効期間は、認定書発行日から起算して30日です。  
ただし、令和2年1月29日から7月31まで認定を取得した中小企業者については、その認定の終期を令和2年8月31日までとする。
- 3 金融機関等が代理で申請手続を行う場合には、**申請者からの委任状が必要です。**

**【申請・問合せ先】**

厚真町産業経済課経済グループ

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

TEL：0145-27-2486（グループ直通）

FAX：0145-27-3944